

帝皇
行政

機事理

議事機關

學	禮	度	民	吏	外	資	內	會	軍	大
		支	政		務	政		議	機	醫
部	部	部	部	部	部	院	閣	處	處	院
尙	尙	尙	尙	尙	尙	(未)	大	憲政編查館	軍機大臣	管理
左右侍書	左右侍書	左右侍書	左右侍書	左右侍書	總理	設	學士	提調	大臣	院事務
各	各	各	各	各	大臣		二	二	四	一

(宮中の醫事を掌る)

(最高の顧問府にして議事の實權を握る)

(憲政に關する案件及各國憲法を調査す)

(施政の案件を審議する諮詢府にて定員なし各部尙書は皆參與政務大臣を兼ね)

(章奏の取扱及詔勅の發布を掌る)

(汎く群言を採る爲め新設す)

(外交の事を掌る)

(選叙、黜陟、及封爵の事を掌り外臣の賞勳を兼ね)

(警察の事を掌る)

(歳出入、租税及地方行政區劃并に戸口調査を掌る)

(禮樂、儀典、宮中の祭祀、朝會饗宴に關する事を掌る)

(全國の教育を掌る)